

処分基準

平成18年6月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項
処 分 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 別添のとおりである。
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部交通指導課企画・指導係 (電話 0952-24-1111 内 5123)
備 考：令和4年3月15日改訂